

第四十六回国会 衆議院 運輸委員會 議錄 第八号

昭和三十九年二月十九日(水曜日) 午後一時二十三分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事有田 喜一君 理事關谷 勝利君

理事塚原 俊郎君 理事西村 直己君

理事山田 彌一君 理事久保 三郎君

理事田中織之進君 理事肥田 次郎君

木村 俊夫君 佐々木義武君

壽原 正一君 高橋清一郎君

高橋 禎一君 南條 徳男君

長谷川 峻君 細田 吉藏君

勝澤 芳雄君 泊谷 裕夫君

野間千代三君 山口丈太郎君

内海 清君 佐々木良作君

出席國務大臣 綾部健太郎君

運輸 大臣 綾部健太郎君

出席政府委員 (運輸事務官) 柄内 一彦君

(航空局長) 小西 真一君

運輸 技官 大沢 信一君

(航空局長) 小西 真一君

専門 員 小西 真一君

本日の会議に付した案件

日本観光協会法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

航空に関する件(日東航空機事故等に関する問題)

○川野委員長 これより会議を開きます。

日本観光協会法の一部を改正する法律案

律案を議題として、提案理由の説明を聴取することといたします。綾部運輸大臣。

日本観光協会法の一部を改正する法律案

日本観光協会法(昭和三十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。 国際観光振興会法

目次中第二章 会員(第八条)第十條を第二章 削除に、第十九條の二を第十九條の三に、第十九章 運営審議会(第二十条)第二三條を第四章 削除に改める。

本則中「日本観光協会」を「国際観光振興会」に、「協会」を「振興会」に改める。

第一条を次のように改める。(目的)

第一条 国際観光振興会は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行なうことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。

第二章を次のように改める。 第二章 削除

第八条から第十条まで削除 第十三条第一項中「会長、副会長

及び監事」を「役員」に改め、同条第二項を削る。

第十六条第一項及び第二項中「又は会長」及び「それぞれその任命に係る」を削り、同条第三項を削る。

第三章中第十九條の二を第十九條の三とし、第十九條の次に次の一条を加える。

(運営審議会) 第十九條の二 振興会に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、会長の諮問に依り、振興会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に關し、会長に意見を述べることができ、

4 運営審議会は、委員三十人以上で組織する。

5 委員は、国際観光に關し学識経験のある者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、会長が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 委員は、再任されることができ、

第四章を次のように改める。 第四章 削除

第二十条から第二十三条まで 削除 第二十四条第一項第三号を削り、

同項第四号中「観光」を「国際観光」に改め、同号を同項第三号とし、同項

第五号中「観光」を「国際観光」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号

を同項第六号とし、同条第二項中「前項第七号」を「前項第六号」に改める。

第二十九條第三項及び第四項を削る。

附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過規定) 第二条 日本観光協会は、この法律の施行の日において、国際観光振興会となるものとし、この法律の施行の際現に日本観光協会の会長、副会長、理事又は監事である者は、それぞれその際改正後の国際観光振興会法(以下「新法」といふ)第十三條の規定により、国際観光振興会の会長、副会長、理事又は監事として任命されたものとする。

2 前項に規定する国際観光振興会の会長、副会長、理事又は監事の任期は、新法第十四條第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が日本観光協会の会長、副会長、理事又は監事として在任した期間(この法律の施行の日の前日を含む任期に係るものに限る)を控除した期間とする。

第三条 この法律の施行の除現に国際観光振興会という名称を使用している者については、新法第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録税法の改正) 第五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本観光協会」を「国際観光振興会」に、「日本観光協会法」を「国際観光振興会法」に改める。

(印紙税法の改正) 第六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二ノ四中「日本観光協会」を「国際観光振興会」に改める。

(所得税法の改正) 第七条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「日本観光協会」を「国際観光振興会」に改める。

(法人税法の改正) 第八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「日本消防検定協会」の下に、「国際観光振興会」を加える。

第五條第一項第六号中「日本観光協会」を削る。

(地方税法の改正)

第九号 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本消防検定協会」の下に「国際観光振興会」を加える。

第七十二条の五第二項第六号中「日本観光協会」を削る。

(運輸省設置法の改正)

第十条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十四号の十一及び第二十八号の三第二号中「日本観光協会」を「国際観光振興会」に改める。

理由

もっぱら外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を行なうことにより国際観光の振興を図るため、日本観光協会を国際観光振興会とし、その組織及び業務の範囲を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○逡部国務大臣 ただいま議題となりました日本観光協会法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

日本観光協会は、外国人観光旅客の来訪を促進し、外国人観光旅客に対する接遇等を改善することにより、国際観光の振興をはかり、あわせて観光事業一般の健全な発達に寄与することを目的として昭和三十四年に制定されたものでありまして、同法に基づいて設立されました特殊法人日本観光協会

は、昭和三十七年度に政府の出資を得まして、その活動を通じ、わが国の国際観光の発展に大きな役割を果たしてまいりました。

しかし、最近における諸外国の観光振興策の強化に対処しつづ、わが国の国際観光を進展させるためには、外国人観光旅客の誘致を一そう強力に推進する必要があります。このため、日本観光協会を国際観光振興会とし、その組織及び業務の範囲を改め、観光宣伝、観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を専門的かつ効率的に実施する法人とするため所定の改正を行なおうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、日本観光協会の名称を国際観光振興会とし、法律の題名を国際観光振興会法とすることとしたしております。

第二に、国際観光振興会を観光宣伝、観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務に専念させるため、その目的及び業務の範囲を改めることとしたしております。

第三に、国の業務を代行する政府出資法人としての性格を明確にするため、会員制を廃止し、これに伴い運営審議会を改組するとともに、理事を運輸大臣の任命制とすることとしたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願いいたします。

○川野委員長 本案に対する質疑は後

日に譲ることいたします。

○川野委員長 次に、航空に関する件について調査を進めます。

日東航空機の事故に関して説明を聴取することいたします。栃内政府委員。

○栃内政府委員 昨日の朝、日東航空の事故がございました。二人の方が死亡されました。まことに哀悼の念にたえません。航空局といたしまして、この種の事故がないことを期しておいたわけでございますが、不幸な事故が発生してまことに遺憾に存じております。

なお、資料をお配りしてございますが、これに書いてございますように、昨日の朝八時二十一分、日東航空のグラムの型の飛行機が、大阪から徳島に出発いたしました間もなく、滑走路の末端から千メートルの地点に不時着をいたしました。不幸大破、炎上いたしました。現在私のほうで全力をあげて事故原因の究明をいたしております。何ぶんにも昨日のことでございますので、まだ事故原因については、はっきりしたことは結論が出ておりません。ただ今回の事故はパイロットが生存しておるといふ点、また飛行機は大破、炎上しておりますが、ともかく残骸は残っておりような点で、調査は比較的容易であると思っております。かなりパイロットも重傷でございますので、証言等を正確に得るといふまでにはまだかなりの日数を要するのではないかと考えております。一方機体、エンジン等につきましては、厳密な調査を進行中でございます。

○川野委員長 質疑の通告がありますのでこれを許します。佐々木良作君。

○佐々木(良)委員 ただいま航空局長から御説明のありました日東航空の墜落事故につきまして、若干質問をいたしたいと思います。

まず事故者に対しては、心から痛惜、哀悼の念を禁じ得ないのでありますが、この質問に入るにつきまして、格別ひとつ大臣の御所見を承りたいと思っております。

いかなる事故についてもありますけれども、格別航空機の事故につきましては、世論は非常にきびしいものがあるわけがあります。これは当然のことだと思っております。この十八日の日東航空の墜落事故に対しても同様であります。某新聞その他によりまして、この事故について、もしこの事故の責任をパイロットや整備担当者だけに負わしておくとするならばとんでもないことであって、むしろ最大のこの原因は、運輸省の航空行政のお粗末さと航空事業会社の経営者の無自覚にある。この点をうんと反省しなければならぬ、こういう意味の注釈、解説を加えて、論評しておるわけがあります。

(委員長退席、西村(直)委員長代 理着席)

こうなつてきますと、これはまさに政治の責任に帰せられるべきであると存じますが、運輸大臣の率直な御意見を承りたいと思っております。

○逡部国務大臣 私どももいたしましたし、航空事故が、何と申しますか、国民に非常な衝動を与える度合いから申しまして、あらゆる事故に絶するも

のがありますので、航空行政については、一段の関心と注意を今日までやってまいったのであります。御承知のように、航空事業は多大の資金を要します。基盤が脆弱であったならば、そのもたらすところの惨害が起りやすいということが考えられますので、私は就任以来、まず航空会社というものを強力に強化するように指導してまいりまして、現在、日本に設立を許されております航空会社が、いろいろな面におきましてなるべく共同に、事務、それから機種種の統一、機種の整備、そういうことを強力にやっております。日航と協調を促進してまいりまして、日航と全日空はすでに協調体制に入っております。また既存六社のうち、東亜航空もすでに全日空が合併しております。また業務提携を密にするようにしております。また北日本、富士航空、今回問題を起しました日東航空等も、経営基盤が脆弱であつてはならぬという趣旨から、三社を合併するよう勧奨いたしました。三社の間におきましては、合併契約も調印いたしました。近々一社として発足するやに聞いておりますが、こういうような施策を通じて、何といたしましては経営の基盤強化が事故を未然に防ぐ非常な方策であると考へまして、そのような方針をとつてまいりました。同時に、パイロットの養成であるとか、あるいは航空路の整備であるとか、あるいはことと経営の順調な発展に寄与せしめるよう、今日までやってまいりましたのであります。私は今後ともこの方針を





いしますが、さしあたってその必要よりもむしろ行政監督面、指導面が必要であるとするならば、卒直にその面に入られんことを特に希望したいと思ひます。

時間がありませんから、全然別ですけれども、運輸大臣にお伺いして、この問題を終りにしたいと思ひます。が、議院運営委員会のある席上で、東京にピラマキを飛行機でどんでんやるのはどうにもならぬじゃないか、そいつをひとつなるべく禁止させる方向でいこうじゃないかということではないかと、話し合いができて、そうして各党なり運輸大臣、行政担当面なりあるいは東京の都知事なりに交渉して、その問題を保持していこうというふうな非公式な話し合いがなされておたつたわけです。きょうの新聞を見ますと、そういう方針で飛行機のピラマキを事実上禁止するような措置をとられるような趣がちらっと出たように思ふのですけれども、そういう方針であるのか、あるいはまた、やり方は必ずしもいだらうと思ひますが、どういう方針でやられるのか、御所見を承りたいと思ひます。

○柘内政府委員 ピラマキの問題につきましては、かねてから心配しておたつたわけでございます。先般非常にけが人が出まして申しわけないと思つております。さっそく、いままでも考えておりましたが、真剣な態度でこの問題を処理したいというところで、警視庁あるいは東京都のほうとも御連絡をとりまして意見を承っております。およその方向といたしましては、これはまだ大臣の御決裁を得ておりませんが、これも、航空局長限りの考え方といた

しましては、東京都におきましては、区内はすべて、また区外につきましても、非常に往來の激しい道路付近あるいは人家の密集地帯というところにつきましまして、今後一切飛行機からのピラマキをさせないというところが、むしろいまとなつてはおそきに失するのではないかと、かように考えております。また東京都以外につきましても、東京の例によつて、私のほうから全国に指示いたしまして、関係の警察あるいは公共団体と連絡をとつて、同様な趣旨の措置を速急にとるようになりたいと考えております。この点は非常に重要な問題でございますので、なるべく早く、場合によつては今週中にでも具体的な措置をとりたい、かように考へてゐる次第であります。

○佐々木(良)委員 非公式な話ではありましたが、他の委員会、つまり議院運営委員会においても出た話でありますから、早急にその精神に沿つて努力されたいと思ひます。ただそのときの話を聞いてみたところが、航空法の八十九条か何かというので届け出させれば、許可せぬでもピラマキをまいていいことになつておるので、届け出させなければいいというので、なかなか取り締まりがむずかしいのだという話があつたわけですが、必要な法律改正をすればいいわけでは、手段は問いませんけれども、問題は非常にだんだんややこしくなつてまいりますから、早急な措置をお願いをいたしたいと思ひます。

○綾部国務大臣 佐々木さんが先ほど申されましたことは、私もどなたもいたしましては、ほんとうに新たな行政でございまして、それがなかなかテンボが早いものですから、あなたの御趣旨に従ひまして、根本的に管理のあり方、検査のやり方、経営のあり方等については深甚な注意を払ひまして、遺憾なきを期したいと思つております。私どももいたしましては、在來の行政のあり方と変へまして、航空行政についてはほんとうに一たん事故が起れば、もう取り返しがかぬことなんでしょう、私どもとしては社会的な面、その他について重大なことでありますから、御趣旨に沿うような航空行政のあり方について根本的にさらさら一そう研さんして強力にやつてまいりたいと思ひます。

○西村(直)委員長代理 質問者にお聞きしますが、予算科で大臣を呼びに来ていますが、よろしいでしょうか。

○肥田委員 けっこうです。

○久保委員 ちよつと大臣に……

○西村(直)委員長代理 それでは、ちよつと答弁を待つてゐる間に、久保三郎君。

○久保委員 大臣はさういふこまかいことはお知りにならぬかと思ふのでありますが、航空機の事故は飛行場が中心で、離着陸のときに多いのです。航空中には、この間のような問題もありませんが、まあ多数にすれば少ないですね。ところがその原因については、いろいろ各方面からお話がありまして、これは防犯の面からいって、羽田空港を一つの例にとりまして、消防車が九台ございます。科学消防車その他を入れて九台配置しておる。そこでこの所要人員というか編成は、大体三十一名なくちゃならぬことになつてい

○肥田委員 時間が迫つておるようです。私先ほどからの質疑の関係からなお意見的なことになりませんが、ひとつ大臣にたゞしておきたいと思ひます。それは日東航空の今日までの経営はこれは御承知でしょうか。どんなになつてい

○西村(直)委員長代理 質問者にお聞きしますが、予算科で大臣を呼びに来ていますが、よろしいでしょうか。

○肥田委員 けっこうです。

○久保委員 ちよつと大臣に……

○西村(直)委員長代理 それでは、ちよつと答弁を待つてゐる間に、久保三郎君。

○久保委員 大臣はさういふこまかいことはお知りにならぬかと思ふのでありますが、航空機の事故は飛行場が中心で、離着陸のときに多いのです。航空中には、この間のような問題もありませんが、まあ多数にすれば少ないですね。ところがその原因については、いろいろ各方面からお話がありまして、これは防犯の面からいって、羽田空港を一つの例にとりまして、消防車が九台ございます。科学消防車その他を入れて九台配置しておる。そこでこの所要人員というか編成は、大体三十一名なくちゃならぬことになつてい

○肥田委員 時間が迫つておるようです。私先ほどからの質疑の関係からなお意見的なことになりませんが、ひとつ大臣にたゞしておきたいと思ひます。それは日東航空の今日までの経営はこれは御承知でしょうか。どんなになつてい

○綾部国務大臣 よく調査して、お説のようであれば、機械だけをやつたて人間がおらなければ動かぬのですから、全くそのとおりと思ひます。

○西村(直)委員長代理 それでは、大臣は分科会をほうに回つてもらつて……

○柘内政府委員 先ほどお尋ねの日東航空でございますが、日東航空は二十七年の七月に航空機使用事業の免許がございまして、その後二十九年の八月に不定期航空運送事業の免許、三十八年の六月に定期航空運送事業の免許、資本金は現在十二億円でございまして、それから経営の状況でございますが、三十七年度の収支の差額、赤字一億一千二百万円、こういうふうになつております。

○肥田委員 これは私は特に深く聞きなかつたわけじゃないのですが、航空局長のほうでその実情を把握されておるだらうということに聞いたらわけなんです。ところが、私が聞いておる範囲では、これは間違ひがあれば訂正しますが、日東航空が赤字で、それで結局日東航空の名前は変わらないうわけけれども、現在では、最初の産経新聞の前田久吉さん、いまも社長の名前はそのままになつておりますけれども、実質は近鉄の資本に引き継がれておるのだ、こういうふうにいわれておるわけなんです。結局赤字になつて、そうしてそういう経過になつたというふうには聞いておる。飛行機についてということよりも、そこらにある群小のローカル航空会社というものは、同じような条件にあるのじゃないかということ、これは航空局長のほうでよく知つておられると思ふのですが、特にこの

飛行機についてはわが党の幹部が、前回は言いませんが、数日前にこの飛行機に乗っておるのです。ところが乗客が乗り込んで、そうしていきエンジンがかかるところが、右側のエンジンがかからない。かからないものだから、乗客を乗せたままエンジンを開いて、それがた直した、こういうことで、きょうもあの飛行機が落ちたのかという事なんです。これはたいへんな問題だと思ふのです。ですから、あなたも、現地においてはそういう状態がある。ですから、飛行機の古い新しいという問題を、若干なりとも機械というものに知識を持っておられるわかれがどうこう言おうとは思いませんが、しかし現実には十数年前につくった飛行機は、幾らエンジンの中身を取りかえてみても、これはある程度がたがきておるだろうし、そういうふうにお客を乗せて、そうして始動してみたら、エンジンがうまくかからないから、またお客を乗せたままがたがた調べておる。乗っておるお客は不安でたまらないと思ふのです。だから結局そういう状態が過去においてあったにもかかわらず、それが、そのまま見のがされておって、そして事故を起こした、こういうことに経過的にはなるのです。ですから、先ほど佐々木さん言っておられたように、われわれは今日事情がどうこうというのを説明や言いわけを聞くというのではなしに、そういうような状態で放置されておるような姿が現在事故を起こすものになっておるのじゃないか。ですから、地域におけるところの嚴重なる監督というものが行なわれなければ、飛行機事故というものは絶えないだろう、こういうことにならうと私は思ふのです。その点今後の地域の監督官に対する指導というものをひとつここで聞いておきたいと思ふます。

○栃内政府委員 たいだいまのお話、そういう事実があったという事は、私どもいま初めて伺うわけでございます。いやしくもお客に不安感を与えるというような事は、非常に遺憾なことでございます。また不安感を与えないうちかぬことでございます。いまおっしゃいましたお話を十分私のほうの内部の専門家に検討させまして、現地に對する必要な指示なりあるいは会社に対して注意をするというような措置をさつそくとりたい、かように考えます。

○肥田委員 現在各地にあります遊覧飛行だとかなんとかいうごく極限されたローカル飛行機、こういうものについて一斉にこの際点検をやらされる意思がありますか。

○栃内政府委員 この点検は、実は飛行機の点検の時間に来た、来ないにかかわらず、安全性向上のために検査をやっております。これは現在の職員をフルに活動せしめまして、全国的にやっておるわけでございますが、この際全部の航空会社について一斉にやるという事は物理的にも不可能だと思ふます。したがって、現在までやっております安全性向上検査というものをさらに厳密にやるという方法で安全をさらに高めていきたい、かように考えております。一番徹底的な方法としては、この際一斉に全部やるという事が一番適切かとも存じますが、現在

在の陣容では、実際問題としてそれは不可能でございます。

○肥田委員 大体局長の言われておることと私もあまり違つたことを考えておるわけではないのです。しかし鉄道なんかで事故が起こればすぐ特別監査をやります。これは陣容もあるだろうということになるでしょうが、しかし私が言っておるのは、非常に危険な状態がそのまま惰性的にきているような状態がそれぞれの地域にあるのではないかと。だから一斉検査という表現が悪ければ、厳密なる検査の確認という処置は講ぜらるべきだろつと思ふのです。ですからいまあなたのほうで一斉検査ができないという事は、率直に言つて、正直に言われておることだらう。そういう陣容ではとてもできそうもないと思ふけれども、しかし各地に、私らが知つておる範囲でも、ちよちよいろいろな遊覧飛行をやっておる会社なんかもある。これはみんなお客を乗せて商売しておる。大臣が言われたとおり、落ちればみんな助からない。そういう状態ですから、飛行機の性能整備というものが機械的に、それを扱っている人が自動車を走らせあ飛べるだろつというふうな安易な気持ちでやっておると事故を繰り返すことになるだろつ。ですから、そういういゆる情性からじゃなくて、また別の感覚の上に立つて、この飛行機はほんとうに使つてもいいのかどろか、そういう意思のもとに点検を強化される、こういうことはおやりになるでしょうね。

○栃内政府委員 私どもとしましては、今度の事故の原因をまず追及する、これが私どもに課せられた一番重要なことだと思ふます。この事故原因を追及いたしまして、それから一つの結論が出ますれば、今後の予防措置という事もよりの確に行なわれ見されるであろう原因だけ起こるものではございませんから、一般的にさうすることはもとより必要でございますが、今回の事故が何であつたかということが早くわかる、このわかつたことによつて、これを一つの実例上の例として他の面についても注意を喚起するのではないか、かように考えます。

○肥田委員 局長、あなたの答弁を聞いておると、私ちよつと疑問を持つのです。というのは、当面起つた事故に対する究明、これを第一にするのだというふうにししか聞かえないのです。が、それだけでいいのですか。先ほどから佐々木さんや長谷川さんが言っておることも同じだと思ふますが、それは当然やらなければならぬことなんです。それからもう一つ別に、現在の管理状態でいかどろかということ点を検査される必要があるのではないかと、うことを私は言っておるのです。だからあなたの言つておるのを聞いておると、それはやらなければならぬということだけれども、しかし現実にはいま起きた事故の究明をやつて、それから最

も適切、有効な手段を打ちたい、こういうふうに関心するのですが、その前にまた次の事故が起きるまいや。

○栃内政府委員 私の申し上げ方があは誤解を生んだかと思ふますが、決していまの先生の御意見に反対な方向で考へておるわけではございません。そちらのことも非常に緊急を要すると思ふます。ただ、それはもちろん重要なことでございますけれども、具体的な今度の事故の原因がはつきりするということによつて、一般的な効果をつけ方というものに非常に有効な効果があるのではないかと、こういう点を少し強調し過ぎたので、あるいは意見が食い違つておるようにお聞き取れたのかと存じますが、真意は決してそういうことではございません。

○肥田委員 そうすると、すぐどこでもやつておるうちに、この事故の究明ということには、いまあなたも言われたように、今のパイロット、操縦士は入院しておるでしょう、そう急に直接当人から事情を聞くことはまだすぐできないだろつ、こういうふうにおつしやつておるから、そうすると、その他のことは大体もうわかつておるので、大体みな専門家ですから、想像できると思ふのです。それと、操縦士との間に、そういう状態であつたかどろかということが確認できるかどろかということ、機械的な面の検査、こういうことにはあつておると思ふのです。私の言つておるのは、そういうなしに、いまあなたのほうで直接各航空会社に対して、それぞれの地域におけるところの監督官に対して、これだけのことをやりなさいという指示を出しになる御意思はございませんかとい

る、これが私どもに課せられた一番重要なことだと思ふます。この事故原因を追及いたしまして、それから一つの結論が出ますれば、今後の予防措置という事もよりの確に行なわれ見されるであろう原因だけ起こるものではございませんから、一般的にさうすることはもとより必要でございますが、今回の事故が何であつたかということが早くわかる、このわかつたことによつて、これを一つの実例上の例として他の面についても注意を喚起するのではないか、かように考えます。

うことを、遠回しでしたが、聞いておったのです。

○新内政府委員 この点は、今度とりあえずそういう指示を出す、あるいは警告を発するということはこの際有効と存じますので、さっそくそれを行ないたいと存じます。と同時に、事故の原因がはっきりいたしましたら、さらにその具体的な実例によって再度注意を喚起したい、かように考えます。

○西村(直)委員長代理 次回は来たる二十一日金曜日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十八分散会

運輸委員会議録第五号中正誤

- 八五 行 誤 正
- 八四 三 山上常務 川上常務
- 八三 三 究研 研究
- 九三 三 もだ ものだ
- 一〇一 一 〇でて できて
- 三三 四 元わも合せ も合わせ
- 一四四 四 末とこ こと
- 一七二 二 三つけなよ つけない
- 一八五 五 二態勢 体制
- 一八一 一 四設施 施設
- 一九五 五 三問題じやい問題はじやい

運輸委員会議録第六号中正誤

- 八五 行 誤 正
- 八四 三 差工 着工
- 八三 〇 無優 無償

昭和三十九年二月二十四日印刷

昭和三十九年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局